

## ※以下について、ご意見を募集します。

< 条例の骨子案 >

### 1 目的

この条例は、路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害ならびに煙による迷惑の防止を図り、もって市民等の快適な生活環境の確保に資する事を目的としています。

【解説】 路上での喫煙を防止し、市民等の身体及び財産の安全を確保するとともに、煙による迷惑の防止に資する事を目的とします。

### 2 定義

- ・路上喫煙 路上において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車に乗車中も含みます）をいいます。
- ・路上 市内の道路（歩道が整備され、歩道と車道とが明確に区画される場合の、車道部分を除く）、その他公共の用に供する場所で、多数の者が利用し、常に通行できるものをいいます。
- ・自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいいます。
- ・市民等 市内に居住し、もしくは滞在（在学、在勤を含む）し、又は市内を通過する者をいいます。
- ・事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいいます。

【解説】 用語について定義します。

### 3 路上喫煙の防止に対し、市、市民等及び事業者の責務を明確化

#### 【解説】 ① 市の責務

- ・条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する施策を実施します。

#### ② 市民等の責務

- ・路上喫煙によって、他人に迷惑をかけないように努めなければなりません。
- ・また、市が行う施策に、協力しなければなりません。

#### ③ 事業者の責務

- ・従業員に、路上喫煙によって他人に迷惑をかけないように啓発に努めなければなりません。
- ・また、市が行う施策に、協力しなければなりません。

#### 4 路上喫煙禁止区域の指定

特に、路上喫煙を禁止する必要があると認める地区を路上喫煙禁止区域として指定します。路上喫煙禁止区域では、路上喫煙を禁止します。

【解説】① 喫煙そのものを禁止する区域として、「路上喫煙禁止区域」（以下、禁止区域といいます）を指定することができます。

② 禁止区域を指定したときは、その旨を公示し、標識などを設置します。

③ 禁止区域では、路上喫煙をしてはいけません。ただし、市長が指定した喫煙場所や、その場所を管理する権限を持つものが設置または設置を許可した吸い殻入れなどが設けられている場所を除きます。

#### 5 路上喫煙禁止区域内での路上喫煙をした違反者に対する措置

【解説】路上喫煙禁止区域内での路上喫煙をした違反者に対し、是正するために必要な指導及び勧告をすることができるようにします。なお、正当な理由がなく勧告に従わないときは、1,000円以下の過料を科すことができます。